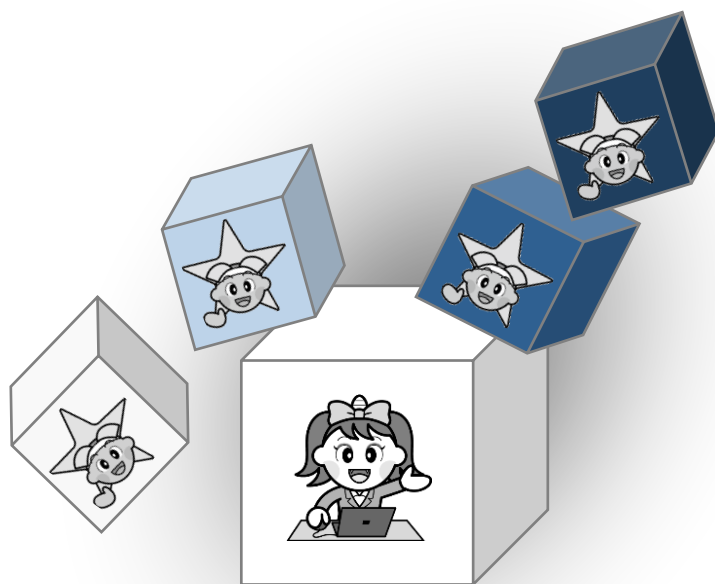


岡山県情報システム 調達ガイドライン (基本方針編)



令和3年4月1日 第2.2版
岡山県総務部デジタル推進課

改版履歴(本編)

版数	改版日	該当箇所	摘要
初版	平成21年2月18日		
第1.1版	平成23年2月24日	表紙	組織改編に伴う部の名称の変更
		目次	調達の基本原則の追加に基づく項目の追加
		P.3~P.4	特別引出権(SDR)換算額の変更告示に伴う日付及び対象金額の変更
		P.3	共同企業体の入札参加についての追記
		P.4	調達の基本原則の追加 ・2.8 環境に配慮した情報システム機器の調達
		P.7~P.12	調査票名称の変更に伴う修正
		P.12	共同企業体の入札参加を想定した公告例の掲載に伴う修正
第1.2版	平成25年3月14日	P.2	企画構想重視項目に業務改善・改革の視点を追加
		P.3~P.4	特別引出権(SDR)換算額の変更告示に伴う日付及び対象金額の変更
		P.6~P.7	情報システム調達調査票の提出方法変更に伴う修正
第2.0版	平成31年3月26日		全面改訂
第2.1版	令和3年2月1日	P.2	ライフサイクルコストの考慮を修正
第2.2版	令和3年4月1日	表紙	組織改編に伴う部及び課の名称の変更



第1章 はじめに	1
1.1 岡山県情報システム最適化計画	1
1.2 ガイドライン作成の背景	1
1.3 ガイドラインの目的	1
1.4 ガイドラインの対象範囲	1
第2章 情報システムの調達の基本原則	2
2.1 企画構想重視	2
2.2 ライフサイクルコストの考慮	2
2.3 精度の高い調達仕様書作成	2
2.4 一般競争入札	3
2.5 開発段階における進行管理	4
2.6 運用管理業務の適正化	4
2.7 デジタル推進課による評価・審査	4
2.8 環境に配慮した情報システム機器の調達	4
第3章 情報システムの調達手順	5
3.1 情報システムのライフサイクルにおける評価の実施	5
3.2 情報システムのライフサイクルとPDCAサイクル	5
3.3 各フェーズの業務フロー	6
資料	8

第1章 はじめに

1.1 岡山県情報システム最適化計画

本県をはじめとする地方自治体の情報化、とりわけ情報システムに関しては、制度、業務の変化に情報システムが柔軟に対応できていない、情報システムの機能の重複やシステム間の連携が不十分である、情報システムを理解できる人材がいない、などの課題・問題点が指摘されている。

一方、本県では、財政構造改革の本格的な取組により、徹底したコスト削減が求められている。

上記の課題・問題点を踏まえ、コストの削減、システム利用の効率化、システムの高度化をねらいとした「岡山県情報システム最適化計画」を平成21年2月に策定し、平成20年度の当初予算における情報システムの経常経費（約25.1億円）を平成25年度には約7.2億円（29%程度）削減し、第2次計画（H26～H28）において、個別システムの仮想化サーバへの移行により、約65%のコスト削減を達成した。

1.2 ガイドライン作成の背景

情報システム最適化計画の策定に当たり、本県における全ての情報システムを対象とした詳細調査を実施した結果、情報システムの調達に関して次のような課題が明らかになった。

- ・委託内容の内訳が明確になっていない契約が存在する。
- ・委託している作業内容の結果や実績について、正確に検証・管理できていない。
- ・ハードウェア保守について、必要な契約がなされていないシステムが存在する。
- ・従来のシステム製造・保守業者と安易に特命随意契約を行っている。

これらは、情報システムの調達について、各業務主務課がそれぞれ企画・計画し、調達を行っていることから、各業務主務課にとっては最適と思われる調達であっても、県全体としてみた場合、運用や契約の内容が統一されていないことが原因であると考えられる。

本ガイドラインは、以上のような課題を踏まえ、情報システムの調達における手続や判断基準を統一的に示すことで、情報システム最適化計画の具体的な取組の一つである、情報システムの調達の見直しを行うものである。

1.3 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、以下の3項目を目的とする。

- ・情報システムに係るコストの削減
- ・調達における競争性、透明性の確保
- ・知識やノウハウの蓄積・共有

1.4 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインは、本県における全ての情報システム（システムを構成するネットワーク、機器等を含む。）について、情報システムのライフサイクル^{*}に基づき、企画、調達、開発、保守・運用等の一連の過程を対象範囲とする。

^{*} 情報システムのライフサイクル：企画、調達、開発、保守・運用等の一連の過程

第2章 情報システムの調達の基本原則

本ガイドラインは、以下に掲げた項目を基本原則とする。

2.1 企画構想重視

情報システムのコストが膨れあがる原因は、そもそも当初の企画構想段階における検討の不備であり、それらが結果的に追加経費を発生させるケースが多く、中には業務に十分貢献しないシステムになっているものもある。

そこで、情報システムの調達における全ての工程において、企画構想を最も重要なものと位置付ける。

企画構想を行う上では、実績の豊富な外部業者に対して、情報提供依頼（RFI：リクエストフォーインフォメーション）を行い、十分な情報を収集する。情報提供依頼では、調達する案件に関連する情報や構築事例、実績、また他自治体の動向等、必要な情報を幅広く集めることができ、それらの情報に基づいて質の高い調達仕様書を作成することができるため積極的に活用する。

また、業務に十分貢献する情報システムを構築するためには、企画構想段階で省力化や効率化の視点から、あらかじめ業務そのものを見直す（BPR*）とともに、関係者の意見を聴取することを原則とする。

2.2 ライフサイクルコストの考慮

情報システムを調達する場合には、ライフサイクルコストを明確化することが重要である。その結果、同一事業者と複数年にわたって契約を行う方が結果として適正な調達となることが想定される案件については、開発から保守・運用、廃棄までのコスト（ライフサイクルコスト）を考慮した調達を行う。その場合、原則として債務負担による全体予算を確保する。

債務負担をしない場合であっても、開発（構築）後の保守運用契約を特命随意契約する予定であれば、ライフサイクルコストを考慮した調達とすること。

なお、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に該当する案件については、当該条例によるものとする。

2.3 精度の高い調達仕様書作成

十分な競争性を確保し、適正な経費でシステム調達を行うためには、精度の高い調達仕様書を作成することが前提となる。調達仕様書の作成に当たっては、以下の点に留意し、要求事項を明確化するとともに、将来的な拡張性等を考慮する。

(1) 曖昧な仕様の排除

調達仕様書に関しては、曖昧な表現を排除し、明確かつ具体的に記述する。

(2) オープンな標準**に基づく仕様

情報システムを構成する部位・部品に関しては、国際標準又は事実上の標準とされているものを採用し、オープン性を確保する。

(3) 技術革新等を踏まえた仕様

情報システムの最大の特徴は、技術進歩のスピードである。調達段階と運用を開始する時期に時間差が生じることに對して、適切に對應できるよう考慮する。

(4) 競争性等を踏まえた仕様

調達仕様書の作成においては、調達における競争性、透明性の観点から、現在何らかの契約関係にある企業のみから、技術仕様に関してアドバイスを要請し、あるいはこれを受けてはならない。

(5) 権利・義務の明文化

委託業者との契約においては、後年の再構築時などにおける紛争を避けるためにも、著作権等の権利関係の帰属や損害賠償責任の範囲や限度額について明確にする。

(6) 調達仕様書に対する意見招請

調達仕様書（案）について意見招請を行い、調達前に幅広く意見を求めることで、調達仕様書の競争性や透明性を確保することが望ましい。なお、意見招請を行う場合、案件の規模は、国では予定価格が80万SDR^{***}（1億円）以上のものを対象としていることから、本県でも原則同条件を適用し、意見招請を行うこととする。

意見招請の結果、各事業者等から寄せられた意見について対応を検討し、改善が必要であると認められる場合には、調達仕様書を変更し、その取扱いに関して、ホームページ上で公表する。なお、これらの公表に当たっては、情報システムのセキュリティに直接関わる事項については、非公表とすることができる。

2.4 一般競争入札

情報システムの調達においては、一般競争入札（条件付）によることを原則とする。調達の相手先を価格のみで決定することが困難な場合は、総合評価一般競争入札を行う。

ただし、予定価格が総務大臣の定める基準額（平成30年4月1日～平成32年3月31日適用分：3,000万円）以上の案件については、「岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」によることとする。

随意契約は、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」の範囲内においてできるが、調達における競争性、透明性を確保する観点から、分離調達についても検討する。（Q&A編 Q8 参照）

また、調達対象となる情報システムやサービスの多様化に對應するため、入札公告において共同企業体の入札参加についても検討する。（「実践編」に入札公告例を掲載）

（分離調達の例）

- ・ 設計工程と開発工程の分離
- ・ ソフトウェアとハードウェアの分離
- ・ 稼働までの工程と稼働後の工程の分離
- ・ 運用工程と保守工程の分離
- ・ 開発工程と稼働に際しての付帯作業の分離
- ・ 基盤部分とアプリケーション部分の分離
- ・ ハードウェアとハードウェアに搭載する基本ソフトウェアの分離
- ・ ハードウェアと導入・設置・工事にかかる一時作業の分離

2.5 開発段階における進行管理

適正な調達を実施した後は、発注者として適切な業務管理を実施しなければならない。情報システムを開発する場合、専門的かつ技術的領域の広い内容となることから、発注者としてそれらの業務が適切に実施できるよう、十分な体制を確保する。

2.6 運用管理業務の適正化

運用段階においては、委託業者から運用マニュアル、作業報告、障害対応事例などの詳細な報告等の徴取を徹底し、運用が業者依存にならないようにしなければならない。また、システム運用の安定化や運用実績の蓄積に伴い、外部委託の必要がなくなった業務がないか、リスクを過大に評価していないかなど、常に委託業務の適正化に向けた見直しを行う。

情報システムの運用管理業務については、開発業者がシステム内容を熟知し、障害時等の対応を迅速に行うことができるため、当該開発業者に特命随意契約により運用管理業務を委託することもやむを得ないが、その場合においても、業務内容、セキュリティ、個人情報保護などの事情を検討の上、可能な限り、競争性のある契約への移行を検討する。

2.7 デジタル推進課への協議

情報システムの調達の各段階において、デジタル推進課への協議を行い、内容を確認するとともに、次の段階に進む際の判断を行う。

なお、協議方法については、別途要領で定める。

2.8 環境に配慮した情報システム機器の調達

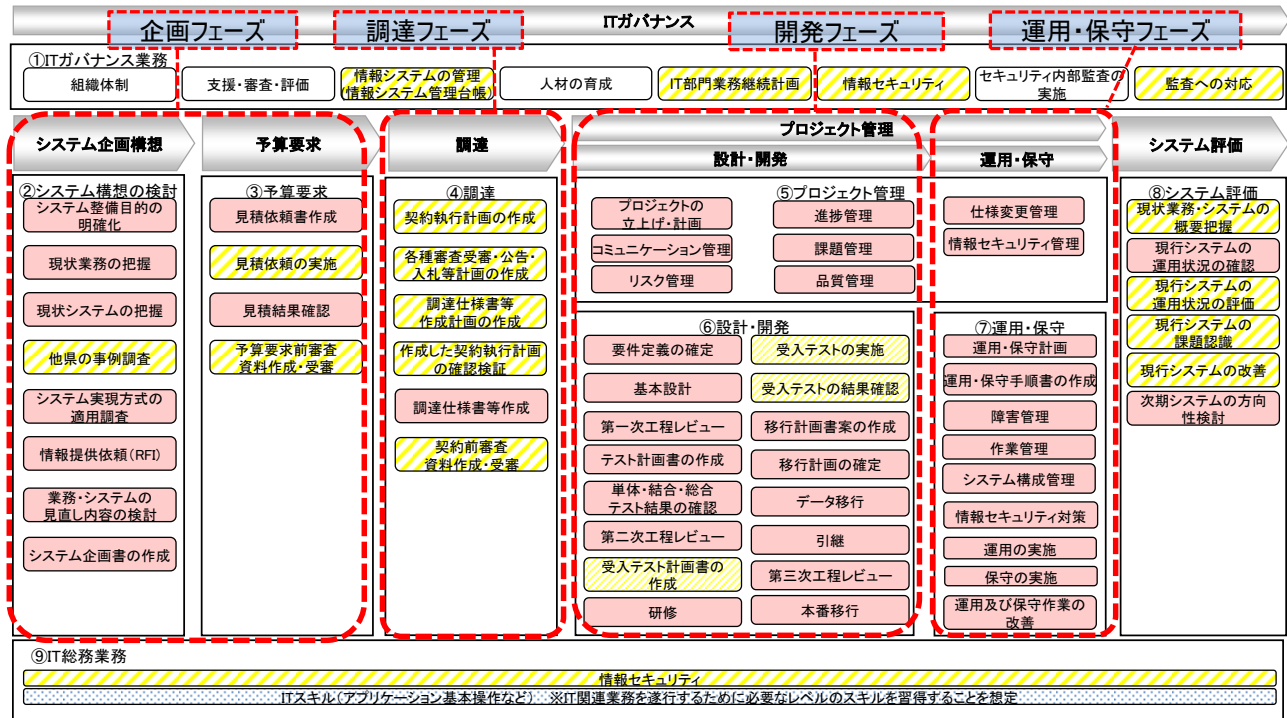
情報システム機器の調達から運用、廃棄に至るライフサイクルを通じて、地球環境への負荷を軽減するため、機器等の調達に当たっては、「岡山県グリーン調達ガイドライン（岡山県環境物品等の調達の推進に関する方針）」を考慮する。



- * B P R (Business Process Reengineering) : 業務を分析し、制度や業務の流れを見直すことで業務改革を実現すること。
- ** オープンな標準 : 原則として、①開かれた参画プロセスの下で合意され、具体的仕様が実装可能なレベルで公開されていること、②誰もが採用可能であること、③技術標準が実現された製品が市場に複数あること、の全てを満たしている技術標準。
- *** S D R : 一般的に「特別引出権」と訳される世界共通通貨単位。IMF（国際通貨基金）加盟国の主要通貨の一定期間の加重平均によって価値が決定される。日本では、財務大臣告示により2年に1度邦貨換算額を算出しており、現在の換算額は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで適用される。

第3章 情報システムの調達手順

3.1 情報システムのライフサイクルにおける評価の実施

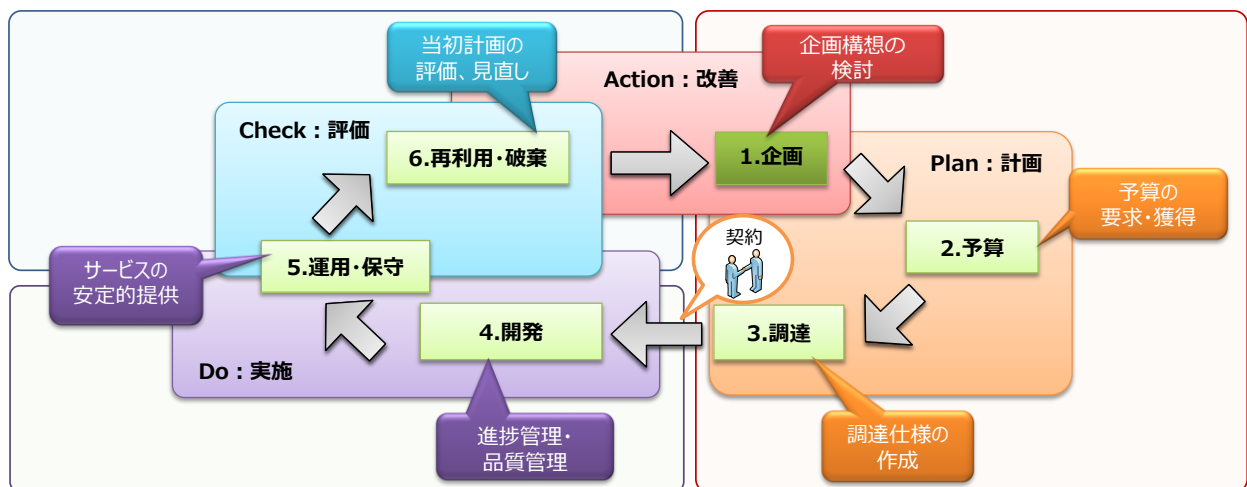
情報システムの調達に関して、情報システムのライフサイクルに基づき、下図のように企画、調達、開発、運用保守のフェーズを設ける。



【凡例】
 : 提供されたガイドラインや関連文書に記載された通りにIT関連業務を自ら遂行できるスキル
 : 提供されたガイドラインや関連文書に記載された通りにIT関連業務を自ら遂行又は委託して管理できるスキル

3.2 情報システムのライフサイクルとPDCAサイクル

情報システムは、企画がスタートして予算化され、調達・開発が行われ、運用に伴いサービス等を提供し、最終的に役割を終え（廃棄）る。この一連の流れを「情報システムのライフサイクル」といいPDCAサイクルに対応している。

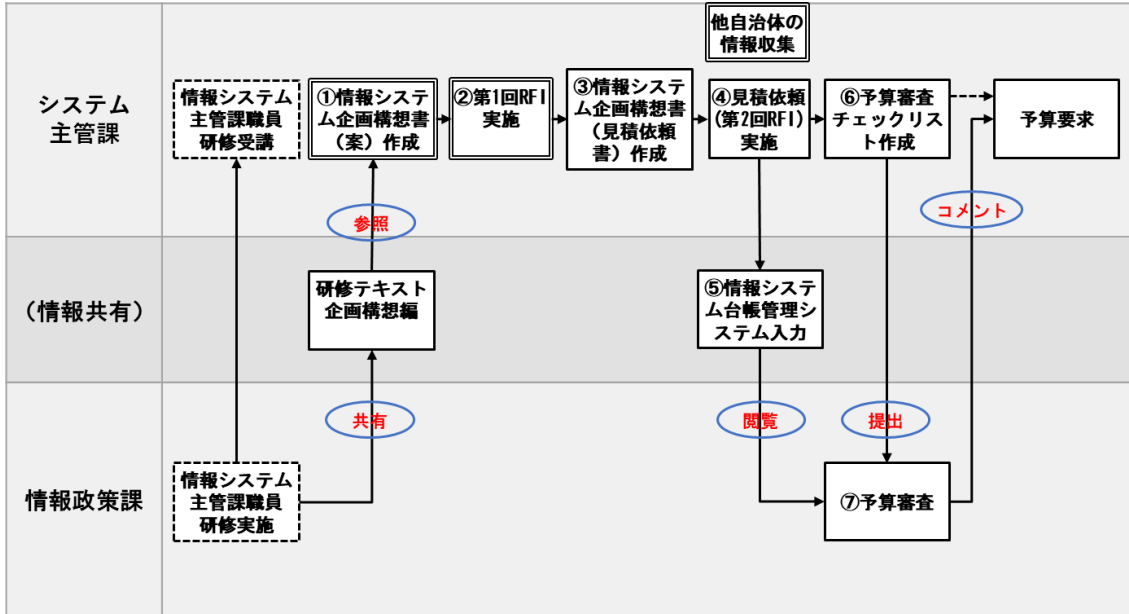


PDCAサイクルとは？

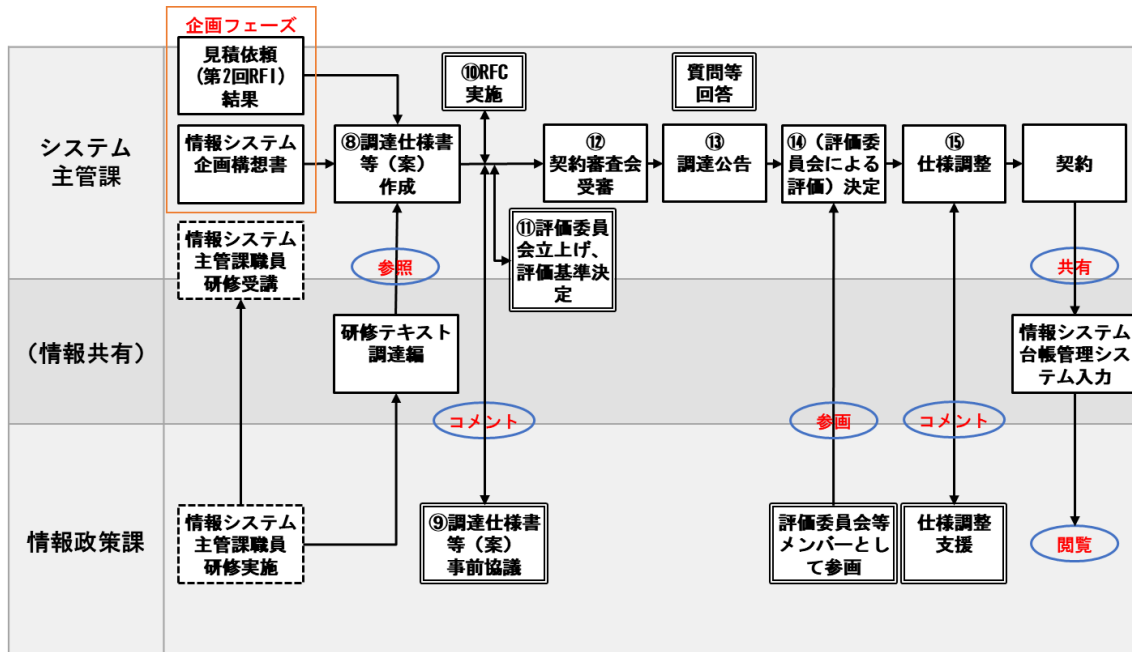
事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法

3.3 各フェーズの業務フロー

(1) 企画フェーズのフロー

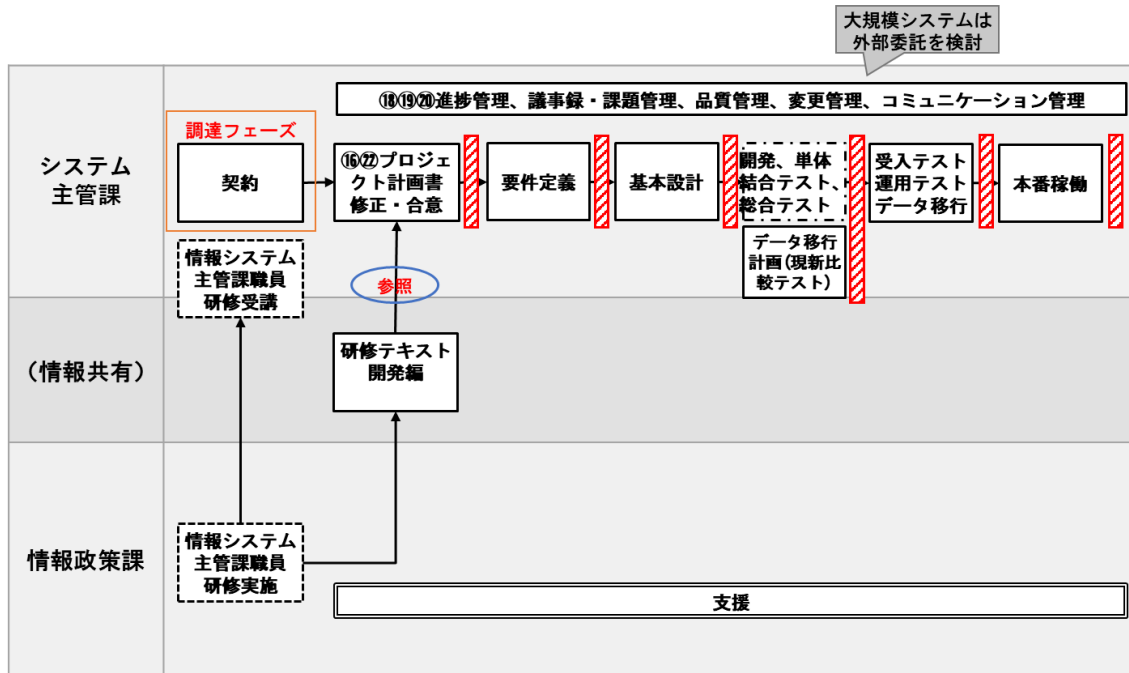


(2) 調達フェーズのフロー



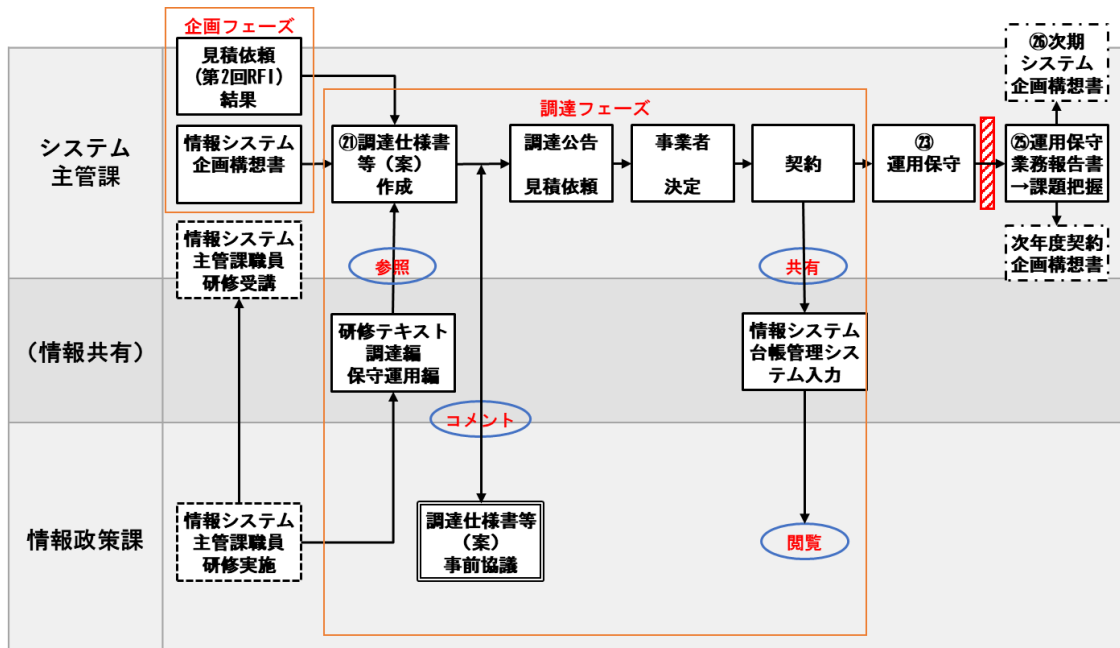
※フロー図の○囲み数字は、8 頁以降の実施事項No.に対応しています。

(3) 開発フェーズのフロー



- ① 工程完了判定
- ⋯ 県側の作業なし

(4) 運用・保守フェーズのフロー



- ④ 定例報告会

※フロー図の○囲み数字は、8頁以降の実施事項No.に対応しています。

資料

別冊【実践編】

<企画フェーズ>

- ▶ 情報提供依頼実施マニュアル
- ▶ 情報提供依頼（ひな型）
- ▶ 調達方法判別基準
- ▶ 見積精査の手引き

<調達フェーズ>

- ▶ 一般競争入札（条件付）入札公告例（共同企業体参加）
- ▶ 岡山県●●システム再構築業務委託仕様書【ひな型】
- ▶ 【参考】調達案件別調達仕様書作成モデル
- ▶ 【参考】導入機器の仕様（例）
- ▶ 【参考】調達仕様書モデル（小規模システム）
- ▶ 価格点評価方式
- ▶ 落札者決定基準

<開発フェーズ>

- ▶ プロジェクト実施における基本的な心得

<保守・運用フェーズ>

- ▶ 岡山県●●システム運用保守業務委託仕様書【ひな型】
- ▶ 保守運用業務の外部委託に関する留意事項
- ▶ 見積り精査手引き（企画フェーズ参照）
- ▶ 落札者決定基準（調達フェーズ参照）

別冊【Q & A編】

（全般）

- Q1 デジタル推進課は具体的にどのような支援をしてくれるのか。
- Q2 本ガイドラインをどのように活用したらよいのか。
- Q3 簡易なプログラム作成についても、本ガイドラインに記載された全ての手続によらなければならないのか。
- Q4 一般の調達と情報システムの調達の違いや留意点は何か。

（企画構想段階）

- Q5 まず何から始めればよいのか作業項目がわからない。
- Q6 外部事業者から見積書を徴取する際に必要な項目がわからない（何を外部事業者に提示して、何を取得すればよいのか。）
- Q7 効果分析を行う際の効果指標はどのように考えればよいのか。
- Q8 必ず分離調達をしなければいけないのか。

（予算要求段階）

- Q9 デジタル推進課による予算審査（事前審査）は必須なのか。

（調達準備段階）

- Q10 プロポーザルと総合評価の違いがわからない。
- Q11 コンペとプロポーザルの違いがわからない。
- Q12 プロポーザルや総合評価における選定基準はどのように作成すればよいのか。
- Q13 調達仕様書を付き合いのある業者に作成してもらってもよいのか。
- Q14 調達仕様書のサンプルを提示してほしい。
- Q15 システムのリース調達を行う場合、納入業者や製品の指定をしてもよいのか。
- Q16 調達準備段階におけるデジタル推進課との協議の結果、競争入札にするように指導を受けたが、業務主務課の責任で随意契約としてよいのか。
- Q17 意見招請を実施する場合の手順や留意事項について知りたい。

（調達段階）

- Q18 総合評価による調達を行う場合の学識経験者の選定基準は何か。また、県としての候補者はいるのか。
- Q19 適正な予定価格は、どのように設定すればよいのか。
- Q20 ライフサイクルコストを考慮した調達は、どのように行えばよいのか。
- Q21 システム更新の調達において、現行システムの運用手順や操作性等は変更したくない。このような場合は、随意契約としてもよいのか。
- Q22 システム更新の調達において、設計書などの現行システムの機能を把握できるものがないため、調達仕様書を作成することができない。このような場合は、随意契約としてもよいのか。
- Q23 システム更新の調達において、現行システムの納入業者が情報を開示してくれないため、調達仕様書を作成することができない。このような場合は、随意契約としてもよいのか。
- Q24 システム更新の調達において、新システムには現行システムのデータを移行する必要があるが、

現行システムの納入業者から「データ項目は開示できないので、移行は当社しかできない」と言われた。このような場合は、随意契約としてもよいか。

- Q25** 総合評価方式の競争入札で落札業者を決定した後、採択した提案内容を協議の上で変更することは可能か。

(開発フェーズ)

- Q26** 開発に入って最初に実施する「プロジェクト計画」とは何か。
- Q27** 開発業者に対して、どのようなドキュメントの納品を求めればよいのか。

